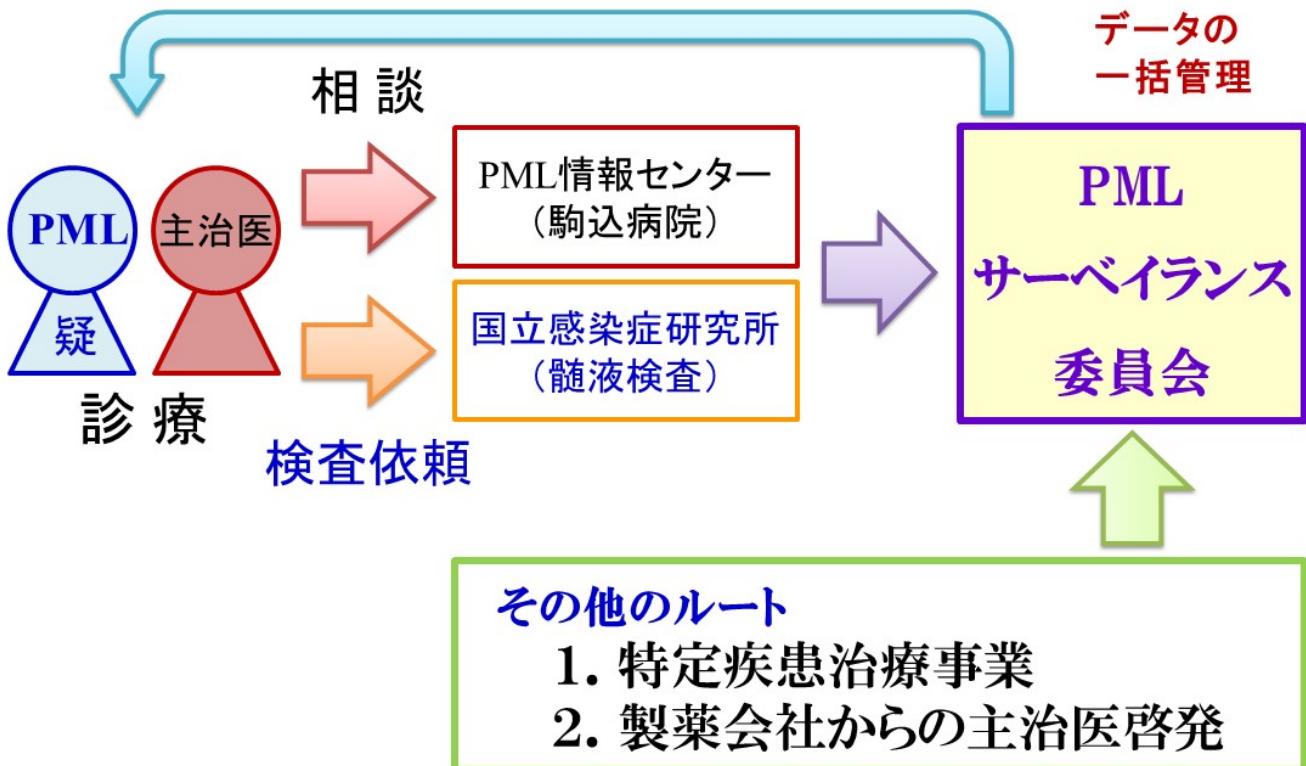


新たなPMLサーベイランス体制の概要

研究分担者：自治医科大学地域医療学センター公衆衛生学部門 阿江竜介

主治医を介して、PMLが疑われる患者に登録依頼 (同意書の取得を含む)



解説

- 直接患者を診療する主治医(全国の不特定の神経内科医)の所属する医療機関は、患者の情報収集を「業として行わない」ため、患者情報を収集・分譲する機関あるいは共同研究機関に該当しない;ただし、所属長の承認が必要(今度、倫理審査委員会で議論されたポイント)。
- 特定疾患治療事業からの情報取得や、ナタリズマブなどの生物学的製剤を製造する製薬会社から主治医への啓発(主治医にPMLサーベイランスの登録を推奨していただく)などのルート開拓が今後の課題と言える。